

令和4年度 宮崎市環境審議会

議 事 第三次宮崎市環境基本計画の一部改訂について

1 一部改訂の経緯

第三次宮崎市環境基本計画（以下、「第三次計画」といいます。）は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としており、計画の中で、

「社会経済情勢の変化や科学技術の進展、環境問題の変化、計画の進捗状況などに対応するため、中間年度である令和4（2022）年度に一部見直しを行います。」

としています。（第三次計画（改訂前）3ページ上段）

第三次計画の計画期間は、上位計画である第五次宮崎市総合計画の計画期間に合わせていますが、今年度その第五次宮崎市総合計画の計画期間が平成30年度～令和6年度までの7年間に変更されました。

このため、第三次計画の計画期間も平成30年度～令和6年度までの7年間に変更し、今年度予定していた一部見直しは、令和7年度を始期とする第四次宮崎市環境基本計画で実施します。



一部改訂計画（案）1ページから抜粋

2 環境審議会の役割

宮崎市環境基本条例第8条第3項において、

「市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、宮崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。」

と規定しており、同条第5項により計画の変更の際もこの規定を準用することとなっています。

今回の一部改訂も計画の変更にあたるので、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じ、環境審議会の意見を聴くこととなります。

今回の環境審議会では、一部改訂計画（案）について、市長から環境審議会に諮問を行い、環境審議会としての意見を答申して頂きます。

3 第三次宮崎市環境基本計画 一部改訂計画（案）の概要

今回の一部改訂では、1の計画期間の変更のほか、次の内容を変更します。

ア 2050年ゼロカーボンシティみやざきの実現

令和3年8月に宣言した「2050年ゼロカーボンシティみやざき」を目指すことを明記します。（一部改訂計画（案）33ページ）

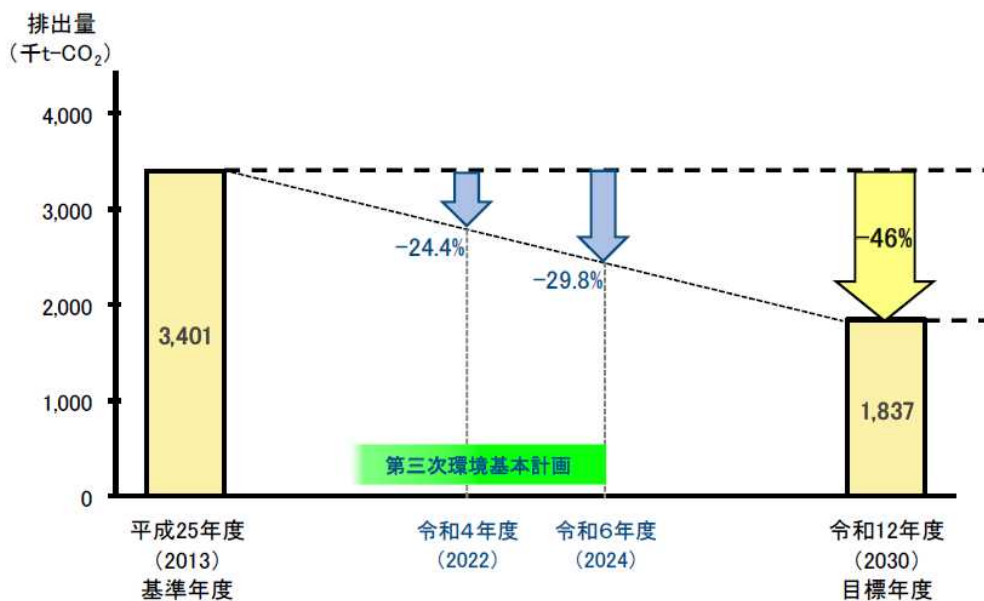
また、ゼロカーボンシティ宣言の背景として、本市の気候変動の状況を追記します。（一部改訂計画（案）34～37ページ）



ゼロカーボンのイメージ

イ 2030年度温室効果ガスの排出削減目標の見直し

国の地球温暖化対策計画（令和3年10月改訂）に合わせて、2030年度の削減目標を26%削減から46%削減（2013年度比）に変更します。（一部改訂計画（案）31～32ページ）



本市の温室効果ガス排出量の削減目標

ウ 評価指標の最終目標の変更

第三次計画では、取組による効果を確認するために評価指標を設定し、達成状況を点検・評価しています。

評価指標は、「市民満足度」と「施策進捗度」の2種類を設定しています。

市民満足度は、5つの長期的目標の達成状況を評価するための指標であり、施策進捗度は、関係各課が実施する71の個別施策の進捗状況を評価するための指標です。

今回の一部改訂前は両指標とも、令和2年度（2020年度）、令和4年度（2022年度）、令和7年度（2025年度）、令和9年度（2027年度）の目標値を設定していましたが、

今回の計画期間の変更に合わせて、目標値の設定年度を令和2年度（2020年度）、令和4年度（2022年度）、令和6年度（2024年度）に変更し、最終年度になる令和6年度の目標値を設定します。（一部改訂計画（案）26ページ、38～65ページ）



エ 市民アンケート調査、事業者アンケート調査結果の追記

環境意識の現状として、令和3年4月～5月に実施した市民アンケート調査と、令和4年6月に実施した事業者アンケート調査の結果を追記します。（一部改訂計画（案）8～21ページ）

この結果は市民、事業者の意見として、第四次宮崎市環境基本計画で反映します。

オ その他

その他社会経済情勢等への対応として、別紙のとおり現計画を変更（追記）します。

4 近年の国、本市の主な動向

今回の一部改訂に係る社会経済情勢の変化として、近年の国、本市の主な動向は以下のとおりです。

令和2年10月 (国)	菅内閣総理大臣（当時）による <u>2050年カーボンニュートラル宣言</u> ○2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）を目指す
----------------	--

令和3年4月 (国)	2030年度温室効果ガス排出削減目標を新たに設定 ○2030年度46%削減を目指し、更に50%の高みに向けて挑戦
令和3年5月 (国)	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立 ○パリ協定 ¹ や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念を定立 ○地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度の創設
令和3年6月 (国)	地域脱炭素ロードマップの決定 ○2030年までに、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域 ² 」を創出 ○全国で重点対策を実施（自家消費型太陽光発電、省エネ住宅、ゼロカーボン・ドライブ等）
令和3年8月 (宮崎市)	「2050年ゼロカーボンシティみやざき」を宣言 ○本市の脱炭素社会の実現を目指す姿勢を明らかにするため、8月30日の市議会9月定例会において宣言
令和3年10月 (国)	地球温暖化対策計画の閣議決定 ○「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標等の実現に向けて、対策・施策を記載
	気候変動適応計画の閣議決定 ○令和2年12月に公表された気候変動影響評価報告書を勘案し、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充

¹ 2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などが掲げられました。

² 脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するモデルとなる地域。